広 島 県 教 育 委 員 会 事 務 局 全国高等学校総合体育大会推進室長

ふるさと納税ワンストップ特例制度について(お知らせ)

平素より本県教育に対し、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、「ふるさと納税」について、所得税確定申告等が不要な給与所得者等の方が、ふるさと納税に係る寄付をされた場合に、確定申告を行うことなく税額控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」がありますので、<u>希望される方は</u>、次のとおり申請してください。

1 対象者(両方の条件にあてはまる方が対象です)

- もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- 今年1年間(1月~12月)で、ふるさと納税の寄付をした先が、5地方自治体以内であること

2 申請時に必要な書類

次の2つの書類全てを、寄付をした日の翌年の1月10日(必着)までに提出してください。

- (1) 寄付金税額控除に係る申告特例申請書(様式第55号の5)
- (2) マイナンバー及び申請者本人を確認できる書類(※)

区分	申請	請書と一緒に送付するもの
マイナンバーカード (顔写真付き)をお持ちの方	マイナン	ンバーカードの表と裏のコピー
マイナンバー通知カード	マイナンバー通知カード	運転免許証、パスポートなどの公的機関が発行している顔写真付き身分証明書の写しを 1種類
(顔写真なし)をお持ちの方	の表と裏のコピー	
上記のどちらも無い方	マイナンバーが記載されて	*************************************
	いる住民票の写し	健康保険証、国民年金手帳など公的機関が発行 している身分証明書の写しを 2種類

- ※ 本人確認書類は次のとおりです。
- ※ 次のいずれかの場合は、確定申告により控除を受けてください。
 - · 提出期日(寄付をした日の翌年の 1 月 10 日まで)に間に合わなかった場合
 - ・寄付をした先の地方自治体が6以上である場合
 - ・もともと確定申告が必要な場合
- 3 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けられた場合の税控除について

所得税からの控除ではなく、翌年度の住民税が減額される形での控除となります(別紙「ふるさと納税制度について」参照)。

4 申請書等の提出先

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を希望される場合は、次の提出先まで申請書類一式を御提出ください。

《提出先》

〒730-0037 広島市中区中町 7-41

広島県教育委員会事務局 全国高等学校総合体育大会推進室

総務・競技係

電話:082-247-0190 (担当者 石井・古本)

ふるさと納税制度について

確定申告が必要な場合



一寄聚

2受領証



広島県

③**確定申告** <受領証明書 を添付>

の所得税額から く寄附をした年 ⑤所得控除

還付>

⑤税額控除控

く寄附をした翌年度の個人住 民税が減額>



報の共有 4年告情



お住まいの市区町村

税で控除が適用されます 所得税と個人住民

寄附金額 3万円

(寄附一2,000円)×(90%一所得税率) 個人住民税の控除 25,200円 22,400円 特例部分 (寄附一2,000円) 基本部分 2,800円 × 10% (寄附-2,000円)× 所得の控除 2,800円 所得税率 控除対象 2,000円

28,000円 控除額

給与収入500万円で夫婦・子2人(中学生・高校生), 所得税率10%, 住民税22万円の場合です。 控除には上限額があります。復興特別所得税の影響を考慮していません。

ワンストップ特例制度の場合(H27年4月寄附分から)



①寄附+控除申請の要請

②納税者情報や寄附情 報の通知

広島県

3税額控除控

税が減額>

く寄附をした翌年度の個人住民

お住まいの市区町村

ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税先団体(5団体以下)に申請することに よって,確定申告なしに税の控除が受けられる制度です

固人住民税で控除が適用されます

所得に応じた割合 申告特例部分 特例部分× 2,800円 (寄附一2,000円)×(90%一所得税率) 個人住民税の控除 28,000円 3万円 22,400円 特例部分 寄附金額 (寄附一2,000円) 基本部分 2,800円 × 10% 控除対象 2,000円

28,000円 控除額

給与収入500万円で夫婦・子2人(中学生・高校生),所得税率10%,住民税22万円の場合です。 控除には上限額があります。復興特別所得税の影響を考慮していません。

### ### ### #########################	令和	6	年寄附分		村民税 県民税	寄附金和	说額控	除に	に係る	申台	告特例	列申	請書	:	
(産) 上 ・	令和	年	月	日											
(祖人番号) 欄には、みなたの個人番号 (行政手続における特定の個人を協別するための番号の利用等に関する註非第2条第5項に関連する個人番号をいう) を部職してください。 あなたが支出した地が般は滞するの2 (第314条の7) 第2項に規定する特別を誘動像を設計を (以下「特別整路対象新術金」という。) かんたが支出した地が般は滞するの2 (第314条の7) 第2項に規定する特別を誘動像を設けを (以下「特別整路対象新術金」という。) の適用を受けるとおし、下の欄と必及を事を記載してください。 (注) 上記立義したが容に変更があった場合、申告特別対象年の翌年の1月10日までに、申告特別申請事項変更届出書を提出してください。 (注) 中告の特別の適用を受けるためて申請を行った者が、地が総封制関第7条第6項 (第13項) 各号の、呼引が、政策等する場合には、事合特別が最終に支出した全での新治を (印度第4号で表達のよっては、同号に係るものに限る。) について仲宅の特別の適用を受けるためによる上に全での新金 (印度第4号で表達のよっては、同号に係るものに限る。) について仲宅の時別の適用を受けるななくなります。その場合に動産を認めから適用を受けるためによる。) について仲宅の時別の適用を受けるななくのます。 書籍 (第14項) 第3年項 (第4項) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 本の特別の適用と受けるための申請は、①及び窓に該当する場合のみすることができます。①及び窓に該当する場合、それぞれ下の便のごにデェックをしてください。 ① 地方税法附則第7条第1項 (第8項) に規定する申告特別対象新術者である 日 地方税法附別第7条第1項 (第8項) に規定する申告特別対象部付者である 日 地方税法附別第7条第1項 (第8項) に規定する申告特別対象部付者である 日 地方税法附別第7条第2項 (第9項) に規定する事件の分析を表示を指していて、当該新術金の係るの新給税額が対象を受ける自むがなに、申請付款税・適所発出税の中告素が規制(当該申告素の機能でよりとなられる部舎を記の対策を受ける自むがなに、申請付款税・適所発出税の中告素が規制(当該申告素の機能がよって、当該が付金に係るの書を含め申告素の機能を含し、全型の、第9項)に規定する要件に該当する者である 日 地方税法附別第7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者である 日 地方税法附別第7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者とな、この申請を含めの場合と対する事を必要しな。第14年時刊対策を含めの場合と対する場合によると対する場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊の場合と対する場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される。 第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される場合とは、第14年時刊を表述される。 第14年時刊を表述される。 第14年時刊を表		戊	二島県知事	殿		整理番号									
電話番号 生年月日						フリガナ									
### ### ### #########################	住 所					氏 名									
(個人番号) 欄には、あなたの個人番号 (行政手続における特定の個人を翻削するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号、欄には、あなたの個人番号 (行政手続における格)を認してください。 あなたが支出した地方根法第3 第の2 (第314条の7) 第2項に規定する特別等が対象新組金 (以下 特別等か対象新組金)という。) の適用を受けようとするときは、下の欄 必要な事項を記載してください。 (注1) 上記に記載したが名に変更があった場合、申告特別対象年の翌年の1月10日までに、申告特別中諸事項変更届出書を提出してください。 (注2) 上記に記載したが名に変更があった場合、申告特別対象年の翌年の1月10日までに、申告特別中諸事項変更届出書を提出してください。 (注2) 中舎の特別適用を受けるために申請を行った者が、地力税は利用第7条第6項 (第13項 各号のいけれいに該当する場合には、申告特別対象年に支出した全ての結割金 (同項第1号に該立しても、のでは、国場に係るものに限る。) について中告の特別の適用と受けるななくなります。その場合に部か使機関語か添加を受けるためのは、当時限以及の申告を提出してください。 1. 当団体に対する寄析に関する事項 常料年月日 寄付金額 甲 2. 申告の特別の適用に関する事項 常料年月日 寄付金額 甲 2. 申告の特別の適用に関する事項 常料を類 「東に残の申告書を提出してください。 (1) 地方税法料則第7条第1項 (第8項)に現定する申告特例対象寄附者である □ (新の正にチェックをしてください。) (第8項)に現定する申告特例対象寄附者である □ (特別法が利用第7条第1項 (第8項)に現定する申告特例対象寄附者である □ (特別法が利用第7条第1項 (第8項)に規定する申告特別対象寄附者である □ (対の経過年の表別は下さ年の中分の所得限について、消除研究がと係る事件を機関を対象が数を受ける目的以外に、市町村民税・道所県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定告書の現出を含む。)を要しな、客 (第9項) に規定する要件に該当する者である □ (対の税は利用第7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者である □ (対の税に対別解7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者である □ (対の税に対別解7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め中告特別対象年の月月1日から12月3日の間に申告の特別の適用を受けるための申請を行う都随前県の加事文は計画村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 (例の総ななべてだない) 市町村民税 寄用を発物でななりまななべてだない) 市町村民税 寄用を税約が整定に係る申告特別申請書受付書						個人番号									
### かかから、おいましたであり、おいましてください。 ***あなたが支出した地が設定第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例開除対象新材金(以下「特別開除対象新材金)という。)の適用を受けまります。 ***これで、同誌相印第7条第1項(第8項)の規定による結構金級網票線に係る申告の特例(以下「中告の特例」という。)の適用を受けまります。ときは、下の欄に必要な事項を記載してください。 (注2) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特別対象年の翌年の1月10日までに、申告特別申請事項変更届出書を掲出してください。 (注2) 中告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法料則第7条第6項(第13項)各号のいづれがに該当する場合には、申告特別教報に支出した全ての新料金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用に関する事項(第13項)各号のいづれたはなります。その場合に結構金級網票線の適用を受けるためには、当該新料金税網票線に関する事項を記載した確定申告書文は中間対策を、当該所規定税の申告書を提出してください。 1. 当団体に対する寄附に関する事項 ・ 中告の特例の適用に関する事項 ・ 中告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。 ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象部が者である ・ 中部経験対象部的を支出する年の年分の所規能について、当該部別金と気部と振るを対し、おのまの適用を受ける者 ・ 2) 特別経験対象部がを支出する年の場のに規定する要件に該当する者である ・ 特別経験対象を受ける自由以外に、市町村民税・適前課民税の申告書の提出(当該申告書の掲出がされたものとかなされる確定申告の提出を含む。を更しない著 ・ 2 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である ・ ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月3日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道所限の知率文は計画的指え会の表が5以下であると見込まれる者をいいます。 ・ (即) ・ (第9項)に規定する要件に該当する者である ・ (回) ・ (の)	電話番号					生年月日					•		•		
について、同語相則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税網整約に係る申告の特例(以下「申告の特例)という。)の適用を受けまりとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。 (注注) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。 (注注) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税益相関第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての部附金(阿軍第4号に該当する場合にあっては、同時に係るものに限る。)について申告の特例の適用に受けられなくなります。その場合に都幹金税網整命の適用を受けるためには、当該新附金税銀種額に関する事項を記載した確定申告書又は市理性民税・適所県民税の申告書を提出してください。 1. 当団体に対する寄附に関する事項 常併全期 常和金額						三の個人を識別	トるため	の番号	号の利用	等に	関する	法律第	第2条	第5項	に
寄附年月日 お附金額 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ようとすると (注1) 」 くた (注2) 申 は、 例の た確	きは、 上記に記 ごさい。 申告の米 申告特)適用は 錠申告	下の欄に必要な事 載した内容に変更 特例の適用を受ける 例対象年に支出し 受けられなくなり 書又は市町村民務	項を記載し 見があった場 ために申請 た全ての寄 ます。その ・道府県民	てください。 合、申告特例対象 を行った者が、均 附金(同項第4号 場合に寄附金税額 税の申告書を提出	東年の翌年の1月 世方税法所則第7 大に該当する場合 野空除の適用を受	月 10 日 a 7 条第 6 a c にあっ	きでに 項 (9 ては,	、申告特 第13項) 同号に	寺例申 各号 係る	=請事P そのい ものに	頁変更 ずれか 限る。	届出 に該 (こ) (こ~	書を提出 当する場	出して 場合に 5告の特
令和 6 年 月 日 円 2. 申告の特例の適用に関する事項 申告の特例の適用に関する事項 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。 ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である □ (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である □ (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、① 及び ② に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例語除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 特例語除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町内民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額理除の理除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しないまで書きの提出を含む。)を要しないまで書きの提出を含む。)を要しないます。 (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である □ (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である □ (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 (即)取らないてください。 市町村民税	1. 当区	団体に			事項				d=n/1./	hr.					
2. 申告の特例の適用に関する事項 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。 ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である □ は) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1) 及び(2) に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特別理除対象部份金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 特別理除対象部份金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該部份金に係る部份金、税額理除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者 ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である □ は)地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 「切り取らないてください) 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書 受付日付印		- 会和			7				奇怀包	仓积					円
 (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象部附者とは、(1) 及び(2) に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例摺除対象部附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 特例摺除対象部附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該部附金に係る部附金税額摺除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者 ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である □ (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 (契)の取らないでください。 市町村民税	申告の特	特例の近	箇用を受けるため の	の申請は、①		る場合のみする	ことがて	きま	す。①及	¢U\2	以こ該当	当する:	場合、		
(1) 特例哲宗対象部附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 特例哲宗対象部附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該部附金に係る部附金税額哲宗の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者 ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である □ は)地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 「切り取らないでください。」 市町村民税	① 地方和	兑法附	則第7条第1	項(第83	頃)に規定す	る申告特例対	付象寄	付者	である						
(注) 地方税法所則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月 31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 (別り取らないでください。) 令和 6 年寄附分	(1) 特 又に (2) 特 税額	例控除 计同法第 例控除 更控除	対象寄附金を支出 \$121条(第1項だ 対象寄附金を支出 対線を受ける目的	する年の年 だし書を除 する年の翌 以外に、市	分の所得税につい く。) の規定の適 年の4月1日の属	て所得税法第1 用を受ける者 する年度分の市	20 条第 町村民	1 項の 说・道)規定に。 節府県民	よる¤ 脱に~	申告書	を提出 、当該	sする な 寄附	義務が 金に係	ない者 る寄附金
31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。 「切り取らないでください。) 市町村民税	② 地5種	兑法附	則第7条第2	項 (第93	項) に規定す	る要件に該当	当する	者で	ある						
令和 6 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書 住 所 ^{受付日付印}	31 日の	間に申	告の特例の適用を		の申請を行う都違	前府県の知事又は						-		-	
住 所	令和	6	年寄附分		讨民税		網控	余に化	系る申	告保	例申	請書	受付	書	
氏 名 様	住 所	ŕ		√=2/11/	1.000							爱	经付日付	护	
	氏 名	1								様	Š				

受付団体名

寄附金税額控除に係る申告特例申請書記入例

提出日を記入して	てください。 6 年寄附分	寄附	を税額控除に係る申告特例申請書	窜
令和 6 年		整理番号		第五十五号の五様式
		フリガナ	フルサト タロウ	五
住所	東京都〇〇区〇〇町	氏 名	故郷 太郎	様式(附則
		個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
電話番号	00-0000-0000	生年月日	明·大· ② 平·令 46· 7 ·23	WO LLEA
太枠内の項目を	-A7	院の個人を部別	するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に	
記入してくださ	L1 \	<i>(</i> —		200 (200 (200 (200 (200 (200 (200 (200
	37条の2 四八田 つ		ンバー)を記入してください。	
ようとするとき	は、下の欄に必要な事項を記載してください。 3に記載した内容に変更があった場合、申告特例3	対象年の翌年の1	申告の特例 (以下「申告の特例」という。) の適用を受け 月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出して	c
	日と金額を記入します。 附をした場合,その都度申請書を す。		57条第6項(第13項)各号のい付わかに該当する場合い合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告のを受けるためには、当該部附金税網増給に関する事項をさい。)
1. 当団体	本に対する寄附に関する事項	and and a second		
1. JUST	からい いかいいいかい かずい			-
	都附年月日			
			部付金額 20,000 円]
2. 申告の物	新附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する 「確定			ュ ヒ納税
2. 申告の 申告の物例 欄の口にチェ	新附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する 「確定 の適用を受けるための申請は による	寄附をし	20,000 円 る必要のない」方が,ふるさる た場合のみチェックをしてく7	ュ ヒ納税
2. 申告の申告の申告の申告の申告の申申 欄の□にチェ ① 地方税治	新附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する 小の適用を受けるための申請は こよる	寄附をし	20,000 円 る必要のない」方が,ふるさる た場合のみチェックをしてく7	ュ ヒ納税
2. 申告の 申告の物例 欄の口にチェ	寄附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する い適用を受けるための申請は による こよる は附則第7条第1項(第8項)に規定 その年のふるさと と目はまれる場合(寄附をし する申告特例 内税によ のみチェ	20,000 円 る必要のない」方が、ふるさる た場合のみチェックをしてくた 対象部所者である	と納税 ださい。
2. 申告の 申告の特例 例の口にチェ ① 地方税記 ① と②どちらも 該当する場合のみ ワンストップ特例 申請が可能です。	新附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する いの適用を受けるための申請は による こックをしてください。 は附則第7条第1項(第8項)に規定 その年のふるさと終 と見込まれる場合の (寄附回数ではなく	寄附をし か税によ のみチェ , 寄附分	20,000 円 る必要のない」方が、ふるさる た場合のみチェックをしてくた 対象部件者である ☑ る寄附先が、「5自治体」以下 ックをしてください。 の自治体数)	と納税 ださい。
2. 申告の 申告の特例 例の口にチェ ① 地方税記 ①と②どちらも 該当する場合のみ ワンストップ特例 申請が可能です。 ② 地方税記 ② 地方税記	部附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する 「確定 による・ こっクをしてください お附則第7条第1項(第8項)に規定 その年のふるさと と見込まれる場合((寄附回数ではなく お附則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 に申告の特例の適用を受けるための申請を行う者 をいいます。	寄附をし する申告特例 内税によ のみチェ 、寄附分 する要件に該	20,000 円 る必要のない」方が、ふるさる た場合のみチェックをしてくた 対象部件者である ☑ る寄附先が、「5自治体」以下 ックをしてください。 の自治体数)	と納税 ださい。 である
2. 申告の 申告の特例 例の口にチェ ① 地方税記 ① と②どちらも 該当する場合のみ ワンストップ特例 申請が可能です。 ② 地方税記 ③ 地方税記 ③ 地方税記	部附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する 「確定 による・ こっクをしてください お附則第7条第1項(第8項)に規定 その年のふるさと と見込まれる場合((寄附回数ではなく お附則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 に申告の特例の適用を受けるための申請を行う者 をいいます。	寄附をし する申告特例 内税によ のみチェ 、寄附分 する要件に該 該当する者とは 随時界の知事又	20,000 円 る必要のない」方が、ふるさる た場合のみチェックをしてく 対象者附者である る寄附先が、「5自治体」以下 ツクをしてください。 の自治体数) 当する者である ・この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月 は計画内括しくは特別区の長の数が5以下であると見込	と納税 ださい。 である
2. 申告の 申告の特例 例の口にチェ ① 地方税記 ① と②どちらも 該当する場合のみ ワンストップ特例 申請が可能です。 ② 地方税記 ③ 地方税記 ③ 地方税記	新附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する い適用を受けるための申請は こよる ことを としてください。 芸術則第7条第1項(第8項)に規定 その年のふるさとが と見込まれる場合の (寄附回数ではなく) 芸術則第7条第2項(第9項)に規定 法が関第7条第2項(第9項)に規定 法が関第7条第2項(第9項)に規定する要件に に申告の特例の適用を受けるための申請を行う者 をいいます。 (3)9取 市町村民税	寄附をし する申告特例 内税により のみ手附付 する要件に該 該当する者とは 該当する者とは 該当する者とは 該当する者とは 該当する者とは るが明めた事業	20,000 円 る必要のない」方が、ふるさる た場合のみチェックをしてく 対象部附者である る寄附先が、「5自治体」以下 ックをしてください。 の自治体数) 当する者である 、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月 は計画附著しくは特別区の長の数が5以下であると見込	と納税 ださい。 である
2. 申告の物 側の口にチェ ① 地方税が ① と②どちらも 該当する場合のみ ワンストップ特例 申請が可能です。 ② 地方税が ② 地方税が ③1 地方税が ③1 地方税が ③1 の間 まれる者が	部附年月日 令和 6 年 5 月 5 日 の特例の適用に関する い適用を受けるための申請は こよる こっクをしてください。 は附則第7条第1項(第8項)に規定 その年のふるさと と見込まれる場合の (寄附回数ではなく は附則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対則第7条第2項(第9項)に規定 は対別第7条第2項(第9項)に規定 は対別第2項(第9項)に規定 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2項(第9可)に対 は対別第2可)に対 は対別第2可)に対 は対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対 は対別第2可)に対別可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別第2可)に対別	寄附をし する申告特例 内税・チェークの する要件に設 該当する者とは 随府県の知事又 寄附名	20,000 円 る必要のない」方が、ふるさる た場合のみチェックをしてく 対象部附者である る寄附先が、「5自治体」以下 ックをしてください。 の自治体数) 当する者である 、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月 は計画附著しくは特別区の長の数が5以下であると見込	と納税 ださい。 である

2025人 ソターハイ 対援 ふる 古 か 税

令和7年に中国ブロックを中心に開催される"インターハイ支援" のための寄付を募集しています。

0 対象となるのは広島県内で開催する8種目です(※2) 御寄付は、熱中症対策など、大会を安全・安心に行うための運営経費に 充てさせていただきます。



引を (※3) 手順	お支払い方法	WEB#4F
	銀行等で納付	
広島県電子申請システムのフォームから申請してください。	(申込後、納付書を送付します。)	調整発掘 調整発掘
B 寄付申出書 ホーレページから 申申事をがみ、ロービイリン・レマウトン!	銀行等で納付	
ホーム、・ノル・カギロ音をインフロード、インフィン・フィンフィンスメール・郵送・FAX又は特参により提出してください。	(申込後、納付書を送付します。)	可以 可以 工品票教委HP
C ふるさとチョイス(ふるさと納税専用サイト)	クレジットカード、マルチペイメント、	
専用サイトのフォームから申請してください。	コンビニ払い、銀行等に納付	回記録

な給与所得者などの方は、前年中のふるさと納税確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例を <u>確定申告</u>が必要です。確定申告が不要な給与所得者などの方は 「申告特例」を申請することにより, 先が5団体以内の場合に限り,「申告特例」を申請すること 受けることができます(**ふるさと納税ワンストップ特例制度**) 寄付金控除を受けるためには,

自治体に対して寄付を行った場合,寄付額のうち2,000円を越える部分について,所得税と住民税から原則として全額が !除される制度です(一定の上限があります) **支援先は「①陸上競技、②水泳(競泳)、**③ ふるさと納税とは, _

(8)少林寺拳法」のいずれかの競技種 、④ローイング、⑤剣道、⑥テニス、⑦登山、 または<u>「**の県実行委員会へ一任**」から</u>一つをお選びください。 、3水泳(飛込) X

寄付の全額が広島県を通じて各競技種目別大会実行委員会へ交付されます。この手順で申込いただいた 用サイト利用料として約1割差し引かれた金額が交付されることとなります。 A及びBの手順で申込いただいた場合、 က X

ふるさと納税による寄付に関する留意点

- ふるさと納税による寄付は、実質 2,000 円の負担で行うことができます。
 例えば、20,000 円の寄付金をいただいた場合、そのうち 18,000 円は、次年度の住民税減税などの形で「寄付者へ返ってくる」という仕組みです。
- 常勤教員などの給与所得者は、税金還付や減税のために行う「確定申告」に代えて、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用可能です。

(※同年内のふるさと納税先が5自治体以内であることが条件です。)手続きは、以下のとおり、とても簡単です。

- ①寄付金を振込む(WEB決済する)。
- ②(寄付した自治体から)受領証明書等と共に、ワンストップ申請書が届く。
- ③申請書に氏名やマイナンバーなどの情報を書き加え、マイナンバーカード等の写しと 共に、寄付を行った自治体に返送する。
- ・ なお、寄付者の実質負担を2,000円にとどめる場合は、寄付者各個人の年間収入等に基づいた「上限額」の範囲内で寄付するよう注意する必要があります。

詳しくは総務省のページ(下記)を御覧になるか、「ふるさと納税限度額」などのキー ワードでインターネット検索し、各自でお調べください。

○ 総務省 ふるさと納税ポータルサイト>ふるさと納税のしくみ >税金の控除について



 $\underline{\text{https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html}$

○ 全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安 (上記サイトの中ほどの表を抜粋)

ふるさと			ふるさと	家族構成			
納税を行 う方本人 の給与収 入	独身又は共 働き ^{※1}	夫婦 ^{※2}	共働き+子 1人(高校 生 ^{※3})	共働き+子 1人(大学 生 ^{※3})	夫婦+子1 人(高校 生)	共働き+子 2人(大学 生と高校 生)	夫婦+子2 人(大学生 と高校生)
300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
325万円	31,000	23,000	23,000	18,000	14,000	10,000	3,000
350万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
375万円	38,000	29,000	29,000	25,000	21,000	17,000	8,000
400万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
425万円	45,000	37,000	37,000	33,000	29,000	24,000	16,000
450万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
475万円	56,000	45,000	45,000	40,000	36,000	32,000	24,000
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
525万円	65,000	56,000	56,000	49,000	44,000	40,000	31,000
550万円	69,000	60,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
575万円	73,000	64,000	64,000	61,000	56,000	48,000	39,000

(例) 本人の給与収入が 500 万円、家族構成が 夫婦2人と高校生の子供1人 の場合

→上限額: 49,000円



広島県高等学校体育連盟 登山専門部

2025インターハイ

登点山飛競人技を

《募集期間》 2024年9月までに お願いします! 最終メ切 2025年3月末

←2025インターハイ 高校生考案キャラクター "ひろしばけん(登山)"

"ふるさと納税"で支えよう!

大会運営費の一部

(目標: 2,000万円)

選手が安全・安心に 競技できる環境を整備します!

集まったふるさと納税

参考:ふるさと 納税について

個人実質負担 2,000円

※上限額の範囲内で 寄付した場合



登山競技を応援いただく皆様

【総務省HP】

登山愛好家 の増加!

《活用イメージ》

- √ 登山道や幕営地の整備
- √ 仮設施設設置や備品等の レンタル
- ✓ 安全対策会議の開催や登山医の派遣等

高校生登山活動 の活性化!

登山競技

▶ 日程:2025年8月5日~8日

▶ 会場:広島県安芸太田町

(恐羅漢山、十方山、深入山[背景写真])

ふるさと納税は、<u>広島県が募集</u>しています。県内開催 78種目のうち、「登山」指定で御寄付ください!

寄付お申込はコチラ▼



【広島県教委HP】